

引取業者/フロン類回収業者登録・登録の更新申請

番号	申請書等	形式的な事項等	☒									
1	☐ 引取業者 ☐ フロン類回収業者 登録・登録の更新申請書	登録に応じた様式	☐									
2	手数料の納付が確認できる領収書の写し等 ※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>新規</th><th>更新</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引取業者</td><td>4,000 円</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>フロン類回収業者</td><td>5,000 円</td><td>4,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	新規	更新	引取業者	4,000 円	3,000 円	フロン類回収業者	5,000 円	4,000 円	☐
区分	新規	更新										
引取業者	4,000 円	3,000 円										
フロン類回収業者	5,000 円	4,000 円										
3	【個人申請】 申請者、法定代理人の住民票の写し ※2、3	本籍地の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3 か月以内のもの	☐									
4	誓約書	登録に応じた様式	☐									
a. 【引取業者】フロン類の確認体制												
5a	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	確認方法を記載した書類 または 自動車整備士の資格証の写し等、事業所ごとに必要	☐									
b. 【フロン類回収業者】フロン類回収設備												
5b	フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類	納品書・領収書・借用契約書等、事業所ごとに必要	☐									
6b	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	取扱説明書・カタログ等、申請書に記載した回収するフロン類との整合性	☐									

【備考】

- ・申請者が未成年の場合、法定代理人が必要になります。
- ・令和 8 年 4 月 1 日より、登記事項証明書の添付が不要となりました。
- ・新しい登録通知書を郵送で受け取ることを希望される場合は、返送先を記載し、郵便切手を貼付した返信用封筒を提出時に持参してください。

※1 令和 8 年 10 月 1 日より、オンライン決済または納入通知書による納付となります。

※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、提出時に持参してください。

※3 法定代理人が法人の場合、書類不要です。